

平成31年3月5日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番 阪本君、18番 土井君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡 弘悟君）日程第2 一般質問 を行います。

順番7番、16番 岡本君。

〔16番（岡本安弘君）登壇〕

○16番（岡本安弘君）皆さま、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回も、人に、景気に、まちの未来に真っすぐという私のモットーのもと進めさせていただきます。

1項目めに、景気に真っすぐということで、エシカル消費を通して地域活性化の取り組みをについてであります。

国連において2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）があります。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2030年までに達成すべき国際

的な目標で、持続可能な世界を実現する17のゴール、169のターゲットから構成され、日本のみならず世界各国で「誰一人取り残さない」を合い言葉に、さまざまな分野で多様な取り組みが行われています。

例えば、COOL CHOICE、食品ロス削減などがあります。市の職員の皆さんも、FMはしもとと一緒にCOOL CHOICE宣言をされており、環境に配慮する食品の存在をアピールできており、良い取り組みだと思います。

また、昨年11月に橋本市消費生活センターが、「橋本市消費者交流会、はしもとConsumer Meeting!」を開催されました。サブテーマは、「エシカル消費を感じよう!」でしたが、私は当時、エシカル消費についての知識はなく、誘われたから行ったにすぎないのですが、そのとき招聘されていた四国大学短期大学部教授、加渡先生の「はじめまして!エシカル消費」という講演を聞き、まさに橋本市に取り込むべき考え方であると強く感銘を受けました。

例えば、「賞味期限と消費期限の違いを知って期限内に食べる」、「買い物をするときに、食べ切れる量を考え無駄買いをしない」、「即日食べる食品は期限の近いものを購入する」などです。

そこで、お伺いします。

1、橋本市消費生活センターがエシカル消費啓発に取り組む目的を教えてください。

2、エシカル消費は人や社会、環境、地域への配慮を伴う消費行動という間口の広い考え方です。障がい者支援や地産地消、ごみの減量化など、さまざまな施策に消費者目線としてのエッセンスを加え事業実施することで、

誰かのために、何かのために、地球のためにすべきことを実施する側、参加する市民の側も考える良い機会になると思います。

他の自治体では消費者啓発としてではなく、地域や実施事業を盛り上げるための地域活性化企画として取り組んでいるところもあります。消費生活センターだけの取り組みでは限界があり、地域経済の循環まで及びません。多様性を認め、誰もが住みよいまちづくりをめざす上でも、全庁的に取り組みを進めることで事業効果が向上すると考えますがいかがですか。

3、「あなたの消費が世界の未来を変える」、これが消費者庁がエシカル消費PRに使っているキャッチフレーズです。全ての人が消費者である以上、日々意識しながら消費行動をする。つまりお金を使うことで社会をよくしていくことにつながるとともに、意識の高い市民性の醸成につながると思います。

特に効果的なのは、次世代を担う子どもたちへのアプローチではないでしょうか。教育効果の高い義務教育の現場で、エシカル消費を含む消費者教育に積極的に取り組むお考えは。

2項目めに、人に真っすぐということで、地域での助け合い・支え合いの充実と担い手の育成についてであります。

我が国の少子高齢化は年々進んでおり、平成30年版高齢社会白書によると、平成29年9月現在、高齢化率は27.7%で、本市においては30.5%となっています。さらに、団塊の世代が75歳に到達する2025年には35.6%を超えると見込まれています。少子高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で最後まで暮らしていけるよう地域包括ケアシステムの構築が求められており、本市がめざす地域包括ケアシステムは、本人の周りに散歩や買い物中に声をかけてくれる人、時々自宅を訪れてくれる人、

困ったときに助けてくれる人、また、医療・介護など公的な制度が必要に応じて本人の生活をカバーできる、そういった一人ひとりに合った地域包括ケアシステムの実現をめざしています。

本市がめざす地域包括ケアシステム実現のためには、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、第7期計画基本目標1、地域包括ケアシステムの進化・推進の(2)地域での助け合い・支え合いの充実と担い手の育成が重要となってきます。

そんな中、健康福祉部では、いきいき長寿課が中心となり、第1層協議体「たすけ愛はしもと」が平成29年3月に設立、第2層協議体を各地区10協議体の設立をめざし、現在9協議体が設立されています。

そこで、お伺いいたします。

介護保険制度の中で、第2層協議体はどのような位置づけとなりますか。

また、第2層協議体の目的・設立経過及び状況を説明してください。

また、今春4月施行のはぐくむ条例との関連性についてお答えください。

三項目めに、まちの未来に真っすぐということで、信太小学校の閉校と今後の施設利用についてであります。

この3月で信太小学校は、新市発足後としては初の小学校廃校となります。昨年12月に開催された跡地利用の検討会には、校区内住民の2割を超える参加者があり、地域が抱える過疎に対する危機意識の高さが伺えました。地区区長から年始に、今後の施設利用に関する要望書が提出されていますが、閉校後の地域づくりについて伺います。

1、閉校式・セレモニー等について。

2、校区住民からの要望書に対しての今後の対応について。

3、市制前の旧村をもとにする生活圏域で、

唯一無職員区域となるため、要望による地区公民館の設置を検討してほしい。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君） 16番 岡本君の質問項目1、エシカル消費を通して地域活性化の取り組みをに対する答弁を求めます。

市民生活部長事務取扱。

〔副市長（市民生活部長事務取扱）

（森川嘉久君）登壇〕

○副市長（市民生活部長事務取扱）（森川嘉久君） 久々の壇上の答弁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

エシカル消費を通して地域活性化の取り組みについてお答えします。

まず、一点目の橋本市消費生活センターがエシカル消費啓発に取り組む目的ですが、消費生活センターは消費者安全法に規定する消費者被害の防止と消費者の安全を確保するための機関として設置されています。また、平成24年に施行された消費者教育の推進に関する法律には、消費者被害防止及び消費者の自立支援のための消費者教育の推進が明記されています。

消費者教育とは、「消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する構造が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するためのもの」とされています。

本市におきましては、消費者が積極的に社会に参加する消費者市民社会の構築を推進する消費者教育の一つとして、人や社会、環境、地域に配慮したものやサービスを選んで消費するエシカル消費を市民の皆さんが実践され

るように啓発に取り組んでいるところです。

次に、二点目のエシカル消費について全庁的に取り組むことで事業効果が向上するのはとのおたただしですが、国連では、2015年に採択された持続可能な開発目標であるSDGsやエシカル消費という言葉は一般的にはまだなじみが薄く、内容を理解されている方が少ないのが現実です。

消費者が日々の買い物を通して社会をよくするというエシカル消費の理解者を1人でも増やすために、市職員を含め、住民の方々への啓発に取り組む必要があります。エシカル消費という言葉を理解し、市民一人ひとりが日々の構造につなげることで、橋本市にとどまらず、私たちの暮らす社会をよりよくすることができると考えます。

議員おただしのとおり、消費生活センターだけでの啓発事業には限界があります。例えば、ごみを分別することは環境を守る、給食を残さず食べることは食品ロスを減らす、地元のお店や商店街で買い物することは地域の活性化につながるなどエシカル消費につながる行動をとれば、住みよいまちづくりにつながるといった啓発をより効果的に実施することは、消費生活センターだけでなく、多様な担い手との連携が必要であります。

特に、若年者への消費者教育の推進強化は重要であり、教育委員会、学校関係者と協力連携しながら、より効果的な啓発事業の推進に積極的に取り組んでまいります。

○議長（岡 弘悟君） 教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君） 三点目の教育効果の高い義務教育の現場でエシカル消費を含む消費者教育に積極的に取り組んでみてはとのおただしについてお答えします。

学習指導要領では、小学校については社会科、家庭科において、中学校については社会

科、技術・家庭科において、消費者教育に関する内容が規定されています。

本市では、学習指導要領に規定された内容に従い、小学校では社会科において、節水・水の再生利用・ごみの削減・3R（Reduce、Reuse、Recycle）の意味等を学習しています。

また、中学校では技術・家庭科において、自分の家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践することを学習しています。

エンカル消費という言葉の認知度はまだ低いですが、基本的な概念について学習している状況です。

今後もESD（持続可能な開発のための教育）との連携を見据え、消費者の基本的な権利と責任、及び自分と家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解を深め、消費者教育の充実に努めていきます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。この消費者教育の推進に関する法律の中に、平成24年から施行されているわけなんですけど、この中に、消費者教育は幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢や障がいなど消費者の特性や学校、地域、家庭、職場など、さまざまな場の特性に応じた適切な方法で効果的に行わなければならないと明記されております。

本市での現状と今後の見通しについて、簡潔にお答えください。

○議長（岡 弘悟君）副市長（市民生活部長事務取扱）。

○副市長（市民生活部長事務取扱）（森川嘉久君）消費者教育推進法に関しましては、議員ご説明のとおりでございまして、橋本市にお

きましては、計画はちょっとできていないんですけども、消費者庁の消費者教育イメージマップ、あるいは、和歌山県は消費者教育推進計画が策定されておりますので、それに基づきまして、橋本市では特に消費者被害に遭うリスクの高い高齢者とか障がい者を対象にした出前講座、あるいは、先ほど言われました各年齢層の特に若年者に対する、教育委員会ともご協力をいただいて出前講座を実施しているところです。

ただ、学校を卒業した若者や成人の方々へのアプローチはまだできておりませんので、今後、その辺に関して中心に、出前講座等で啓発に努めてまいりたいというふうに思っておりますが、何分消費者生活センターのマンパワーだけでは、これはできませんので、学校関係者であるとかNPO、あるいは市民のボランティアの方々にもご協力をいただいて、できるだけそのの方々にも人材育成あるいは資料提供ということで、ご協力をいただけるような体制を整えながら広げていきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）副市長、ご答弁ありがとうございます。

今後、学校を卒業した若年者や成人の方々へのアプローチがまだできていないということで、各方面からアプローチをしていくというようなお答えをいただいたわけなんですけど、昨年の消費者生活センターが実施しましたはしもとConsumer Meetingにおきまして、行政やNPO、事業者、ボランティアの参画なんかがありまして、私も参加させていただいたんですけども、残念ながら、学校等の教育分野からの参画というものがなかったように思います。

平成26年に作成された橋本市教育大綱に基づき、持続可能な社会の担い手教育、先ほど

教育長がご答弁いただきましたE S Dを実践されている学校もあるということもお聞きしておるわけなんですけれども、どこでどのような取り組みをされているというのをなかなか知る機会がございませんので、先生方のご負担なんかもご心配なところであるわけなんですけれども、そういったところのイベント等への参画というのは、広く市民の皆さんに学校の活動というのも知っていただくようないい機会であると思うんですけど、そのあたりについてはいかがな考えですか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。先ほど答弁させていただきましたように、学習指導要領に基づいた学習以外に、橋本市人権教育の副読本で「しあわせ」という副読本があります。これにつきましては、環境や人権や平和、キャリア、防災、福祉、国際理解、まさにE S Dの詰まった副読本でございます。これはしっかり今、取り組んでいただこうとしています。

同時に、環境に基づく消費生活だけではなくて、エシカル消費だけの問題ではなくて、今キャッシュレスの時代がやって来ています。また、成人年齢が18歳以下に引き下げられるということもあって、いわゆる金銭教育、これも議員おただしのエシカル消費の大きな一部を占めるんじゃないかと思っています。この金銭教育につきましても、橋本市はかなり力を入れて取り組ませていただいています。

また、消費者の啓発のポスター、これも2回目になると思うんですけども、各ご家庭にも配っていただいていますけども、これにも取り組ませていただいていますし、8月17日に教職員向けの消費者教育実践セミナーというんか研修会も、消費生活センター主催で行いました。また、子どもに向けて、8月26日に消費者教育講座も行っています。取り組み

としてはさまざまな取り組みを行っています。それに応じて、例えば、ホームページであるとか、各学校のホームページを見ていただいたら、E S Dの取り組みというのがかなり詳細に出てまいります。また、ホームページ見ていただいたらと思います。それから、学校だよりも、そういう取り組みについては公民館報と一緒に配布させていただいているところです。

ただ、橋本市のC o n s u m e r M e e t i n g、これ、11月に開催されました。議員もご存じのとおり、11月というのは非常に学校の行事が多くございます。伊都地方の総合文化祭やその他たくさん地区公民館の行事等、考えてみますと、この中で学校が出て発表するというのはかなり困難かなと思いますけれども、このことについては各学校にまた照会させていただいて、出演できるかどうか検討していきたい。

ただ、先ほどもお話しさせていただきましたように、11月につきましては非常に行事が多く、教職員のいわゆる勤務の多忙化もありますし、ビルド・アンド・ビルドではなくて、やっぱりスクラップするところも必要と思っていますので、そこのところもご理解いただけたらと思っています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。スケジュール的にもなかなか厳しいところでもありますので、その辺はまた、できる限りそういうところにも参加していただけたらというふうなことで、調整なんかもしていただけたらなというふうに思います。

次ですけれども、このエシカル消費というのは、人に対する優しさであったり、愛を持った消費行動を行うと、そういう理解がエシカル消費でありまして、この多様性を認め合う市民生活の形成につながるのではないかと

いうふうに考えるわけなんですけれども、このConsumer Meetingの中でお話しいただきました阿波市の例ですけれども、NPOがエシカル消費とCSRを生かしまして、ファミサポの利用料をワンコインとして子育てをしようとするような取り組みもされていることもご紹介されておりました。

これを本市でもというわけではないんですけど、このようないい取り組みもされているところのNPOであったりとか事業者等と連携して、このエシカル消費というのをいろんな方面からアプローチしてはどうかというふうに考えるわけなんですけれど、その辺はいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）副市長（市民生活部長事務取扱）。

○副市長（市民生活部長事務取扱）（森川嘉久君）議員おっしゃるとおり、阿波市ではすばらしい取り組みをされているようで、Consumer Meetingのときにご紹介をいただいて、なかなかおもしろいことをやっているなというふうに感じたわけですが、先ほども申し上げましたように、まだそのエシカル消費自体の理解がかなり広い層まで及んでいないという点がございまして、これが第一かなというふうに思うんですけども、それとともに、議員ご提案のような形でNPOであるとか地域であるとか、さまざまな立場の担い手の方がエシカル消費を絡めた地域活動というようなことで、地域の課題へのアプローチを絡めた形でやっていただけるのは理想かなというふうに思いますので、そういう取り組みでご相談がございましたら、先進地事例を紹介したり、情報提供をしたり、そういう形でご協力をしながら、そういうことをどんどん橋本市内でも進めていけたらなというふうには思っております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。SDGs、なかなか本市でも広がっていないというところなんですけど、一部ちょっと表を。

エシカル消費がターゲットとして入っておりますのが目標12なんですけれども、つくる責任、使う責任ということで、消費者生活センターがカレンダーとしてつくっておるわけなんですけれども、これをちょっと大きくしたものがこれなんですけれども、この中に、目標4に教育というのが位置づけられておるわけなんですけれども、先ほどからもご答弁いただいておりますESD教育、持続可能な担い手づくりというような先ほども言ったこの目標の4の中に、ターゲット4.7ということで記載されておるわけなんですけれども。

この表の中でもう一つなんですけど、ESDで世界を変えるための17の目標ということで、SDGsでこのESD教育、質の高い教育をみんなにということが一応中心に来ておりました、ESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17全ての目標の達成に貢献するものでありますので、ESDをより一層推進するということがSDGsの達成に直接、また間接的につながっていくということでございます。

今、ESDなんかも各学校で取り組んでいただいておりますけれども、エシカル消費を含んだSGDsが挙げる17の目標をESDの取り組みに取り入れていただいているわけなんですけれども、今後のESDの推進していくべき姿であって、今、消費者教育の充実に努めていくというふうなご答弁もいただいたわけなんですけれども、しっかりと推進していく必要がある。このSGDsを達成するには、ESD教育というのはかなり重要なところであると思うので、その辺しっかりと推

進していくべきであるというふうを考えるわけなんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）E S D教育、先ほどお話しさせていただきましたように、E S Dって持続可能な開発的な教育ということになるんですけども、新しいものでは僕はないと思っています。かつてから学習にしていたものであります。例えば、環境であるとか、人権であるとか、平和であるとか、防災であるとか、福祉であるというふうなことを総合的に進めていこうという教育がE S D教育です。

議員おただしのとおり、S D G sは2015年、国連サミットで採択されて、2016年から2030年の間に169のターゲットと17のゴールということで目標を定められました。はっきりした目標が設定されたということです。

先ほどお話のあったように、目標4に位置づけられているE S Dなんですけども、今回、教育大綱、また、今回の文教厚生委員会でも新しい教育大綱をお示ししますけども、その中の大きな柱として、やはり持続可能な社会の担い手を育む教育、いわゆるE S Dを推進すると明記させていただいています。本市におきましても、学校教育のさまざまな機会を通して、議員おただしのとおり、エシカル消費、これについては環境面と、それから、先ほどお話しさせていただきました金銭教育、これは非常に今後大事な教育になってくると思っています。こういう部分を含めたE S Dの推進をしまりますので、ご理解のほど、よろしくをお願いします。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。持続可能な担い手づくりというのは、子どもたちのための今後のS D G sの達成には重要なところでありますので、その辺また目標も

しっかりと持っていていただいて、子どもたちの教育にあたっていただけたらと思います。

1項目めは終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、地域での助け合い・支え合いの充実に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）地域での助け合い・支え合いの充実についてお答えします。

平成12年度に創設された介護保険制度は、しばしば制度改正を繰り返してきましたが、大きな制度改正は2度ありました。国の中に、少子高齢化の進展に伴い、このままでは介護保険制度が維持できないとの危機感があり、平成18年度に介護保険制度の中に地域支援事業を創設し、三つの柱として介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を設けました。主な改正点は介護予防を重視することと、地域包括支援センターを新設し、要支援の方のケアプラン作成や包括的な相談業務を担うこととしたことです。

そして、平成27年度の制度改正では、要支援者の訪問介護、通所介護を、介護予防給付から切り離して、地域支援事業に含めるとともに、訪問型サービスと通所型サービスにボランティア団体等が行う多様なサービスを設けています。さらに、包括的支援事業を強化し、新たに在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備の3項目を設けました。その中の生活支援サービスの体制整備のメニューとして、第1層協議体、そして議員おただしの第2層協議体の設立及び生活支援コーディネーターの選任が入っています。国としてもこれらの取り組みを重視しており、事業が円滑に進むようそれぞれに補助制度を設けています。

この協議体というものは、定期的な地域情

報の共有の場であり、地域の井戸端会議です。いろいろな地域情報を話し合い、具体的な取り組みを決定します。第1層協議体は橋本市全域を対象とし、第2層協議体は日常生活圏域ごとに設立しています。

設立経過については、平成28年1月に開催した「生活支援サービスの体制整備についての勉強会」が最初の取り組みでした。厚生労働省加藤課長補佐、さわやか福祉財団丹常務理事にご講演をいただき、市長、ボランティア団体も参加したパネルトークで、300名を超える参加者にこの取り組みについて最初の説明を行いました。続いて、平成28年3月から5月にかけて9回、ほぼ公民館単位で地域づくりに関する意見交換会を開催し、区長、民生委員・児童委員、老人クラブ役員など250名を超える方々と意見を交わしました。この意見交換会でいただいた多くの意見がこの取り組みのベースとなっています。

次に、平成28年12月から29年2月にかけて、「これからの地域づくりを考える勉強会」を3回開催しました。延べ250名を超える方々に参加していただき、平成29年3月の第1層協議体の設立につながりました。

さらに、第2層協議体設立の機運を盛り上げるため、平成29年7月、さわやか福祉財団堀田会長、そして市長もゲスト出演した、「みんなで創ろう、たすけ愛はしもと」フォーラムを開催し、300名を超える方々に参加していただきました。

このフォーラムを受け、平成29年8月から第2層協議体準備会を開催し、平成29年12月に高野口地区で最初の第2層協議体が設立されました。これを皮切りに、平成30年2月には信太地区・隅田地区、3月に橋本地区、5月に恋野地区、6月に紀見北地区、7月に紀見東地区、12月に学文路地区、平成31年2月には山田地区で設立されています。合計9協

議体となり、生活コーディネーターも7協議体で選任されています。ここまでこの取り組みが進んだのは、地域の皆さまのご理解のおかげであり、本当に感謝しています。

今後も地域の皆さま、第1層協議体のコーディネーターである橋本市社会福祉協議会とともに取り組んでいきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）次に、この春4月施行のはぐくむ条例との関連性についてお答えします。

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例、通称はぐくむ条例は、人口減少、少子高齢化が加速する中、橋本市の将来のまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、市民と行政の協働によるまちづくりの推進と、自立した地域社会を創出していくこと、つまりは、地域共生社会の実現をめざすことを目的に平成30年9月議会での議決を経て、この4月1日から施行されることとなります。

一方、厚生労働省は2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することとしていますが、これについても地域共生社会の実現をめざす仕組みであります。

はぐくむ条例第3条の基本理念には、「住み慣れた地域で子どもから高齢者まで地域全体で支え合いながら安心、安全な生活を送れるようなまちづくり」を進めることとしています。

16番議員には昨年9月の一般質問でもお答えしましたが、これを実現するためには、それぞれの地域を主体とした協働によるまちづくりが必要と考え取り組みを進めているとこ

ろです。防災や防犯、子育てや高齢者の見守り、困りごとに対する助け合い、健康づくり、居場所づくり、地域交通、移動支援、買い物支援、伝統文化の継承、人材確保など、地域の課題はさまざま、また、地域によってその課題も違って来るため、まず、地域の皆さんが地域課題を自主的に解決できる仕組みづくりを行政とともに考え、つくり上げていくことが必要と考えています。

その上で、はぐくむ条例第10条には、一定のまとまりのある地域において、まちづくりにかかわる組織として地域運営組織を設立することができる」と規定しています。この地域運営組織の詳細については、条例施行後3年を超えない範囲で決めることになっていることから、新年度早々に懇話会を設置することとしています。現在、先行している生活支援サービス体制、いわゆるたすけ愛はしもとの調整や位置づけについても検討してまいりますが、その際は、協議体の関係者の方にも参画していただき、地域運営組織として一体的に取り組むことができるよう、また、より良い地域共生社会の実現に向け進めていきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。平成31年2月現在で、第2層協議体というのが合計9協議体設立されているということで、地域の井戸端会議の場であったりとか、地域の情報交換や具体的な取り組みを決定するというふうなご答弁をいただいたわけなんですけど、この第2層協議体の現状の取り組みについてご説明いただけますか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。早い時期に設立された協議体では、住民ニー

ズ調査が行われています。調査方法として、アンケート調査を行ったところが、高野口地区、信太地区、恋野地区です。高野口地区、信太地区ではもう集計も完了しています。この協議体の活動について地域の方々にお知らせすることも重要であり、そのアンケート結果を区単位で回覧したり、印刷して地域に全戸配布したりしている取り組みも進んでいます。

アンケート結果によって、高野口地区では、まずごみ出しについてモデル地区を設定して取り組んでいくことが決まっています。信太地区では、見守り、ボランティア登録などについて取り組んでいくことが決まっています。また、橋本地区、紀見北地区でも、アンケート実施について今検討を行っています。

一方、隅田地区では、グループワークを行って地域のニーズを把握しています。6グループに分かれて3回にわたり話し合いを行い、買い物支援、通院支援について検討する予定になっています。紀見東では、社会資源について検討しているところです。

最近設立された学文路地区と山田地区では、規約を定めたり、世話役である生活支援コーディネーターを選出するための会議が今、進んでいるところであります。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。アンケートを行っていただいてニーズ調査をしていただいているわけなんですけど、各地域によっては今ご答弁いただきました買い物支援であったり、通院支援であったりとか、いろいろなニーズは各地区でかなり違うのかなというふうに思っておりますし、今、高野口地区でも信太地区でもごみ出しだったりとか、見守りボランティアという地域性を考慮したニーズに沿ってこういうことをしていこ

うというふうにも今お話しいただいたわけなんですけれども、この取り組みの到達点というのとはどのようにお考えになられておりますか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほど説明しましたように、ボランティアの芽がだんだん出てきていると思っています。介護保険制度のすき間を埋める助け合いや、また、障がい者支援、子育て支援を行うボランティア団体が各地にできてくれば、それが一定の到達点であると考えております。全体として少しずつではありますが、着実に取り組みが進んでいると考えています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）その辺についてはよろしくお願ひいたします。ボランティアの活動にも芽が出てきているということですので、お願いしておきます。

それでは、問3なんですけれども、はぐくむ条例について、平成30年の9月議会にて議決されて、この4月1日から施行されるわけなんですけれども、この条例制定後のはぐくむ条例等の内容について、市民の皆さんにはどのように周知されてきたのかお伺ひいたします。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）お答えいたします。これまで、はぐくむ条例は、「広報はしもと」に条例内容を掲載するとともに、啓発用パンフレットの作成や出前講座やキックオフフォーラムを実施するなど、昨年9月の条例制定後も、市民の方々の声をお聞きする機会を設け、条例の周知に努めてまいりました。

具体的には、「広報はしもと」の昨年11月号に特集を組みました。出前講座を昨年11月から今年の2月末までの間、計10団体、約200

名の方に対して実施させていただきました。キックオフフォーラムを今年の1月20日に開催し、区自治会長さんもはじめ、約170名の方に参加をいただきました。啓発用パンフレットにつきましては、「広報はしもと」3月号に特集号として折り込み、全戸配布してございます。

また、これらの取り組み以外に、はぐくむ条例を応援してくださる方、協働のまちづくりに積極的に参画していただける方に対し、市から原則電子メールで情報を提供する、橋本市の自治と協働をはぐくむサポーター登録制度、こういったものも創設して、平成31年3月1日時点で56名の方に登録をいただいております。これらの取り組みは条例が施行された後も継続して行っていく、条例の周知に努めていきたい、このように考えております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

4月1日から施行されるということですので、その辺、市民の皆さまにも必ずやっぱり知っていただく必要があると思いますので、周知のほうよろしくお願ひいたします。

地域で支えるということで、今後予想されます超高齢化社会を見据えた取り組みとして今進めていただいているわけなんですけれども、介護保険制度の先ほどご答弁いただきました公的なサービスには限界があって、そのすき間を埋めるというふうなご答弁をいただいたわけなんですけれども、地域を支えていくにはやっぱり共助の部分というのが大切でありまして、そんな中、地域で支える仕組みづくりというのは大切でありますので、各地区でも今ご答弁いただきましたように、第2層協議体というのが設立されておるわけなんですけれども、また、その高齢者だけではなくて、障がいを持たれている方であったりとか、子どもたちをも支える事業ということで各担当

課も行っていただいているわけなんですけれども、この4月1日施行のはぐくむ条例を主体として、各担当課でも連携していただいて、部長ご答弁いただきました地域共生社会の実現ということに向けて、しっかりとスクラムを組んで取り組みを行っていただきたいというふうに思いますので、その辺は要望しておきますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、2項目めを終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、信太小学校の閉校と今後の施設利用に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）信太小学校の閉校と今後の施設利用についてお答えします。

最初に、信太小学校は、平成31年3月末をもって長い伝統に幕をおろします。教育委員会として、地域に支えられて歩んできた歴史と、そして伝統、学びの精神は、今後の市の教育に引き継いでいく所存です。

一点目の閉校式、セレモニー等についてお答えします。

橋本市内小学校では、3月19日に卒業式が举行されますが、信太小学校については、3月23日に卒業式を举行し、その後、閉校式、セレモニーを開催します。

閉校式は、信太小学校主催により正午から、セレモニーについては、閉校式終了後に引き続き信太地区区長会、信太小学校閉校プロジェクト共催により会費制、立食パーティー方式により開催されます。

次に、二点目の信太地区区長会から出された要望書に対しての今後の対応についてお答えします。

要望書は、本年1月11日、信太地区区長会から教育長宛てに提出されています。

この要望書は、昨年12月9日に信太地区区長会が主催し、開催した信太地区住民話し合い（熟議）において出された多数の意見を信太地区区長会において集約し、十分な論議を踏まえ提出された要望であると認識しています。

閉校となっても、信太地区の拠点として大切な場所であることから、地域住民に寄り添った対応が強く望まれているところです。

また、2月28日には、信太地区区長会と教育委員会合同で、かつらぎ町天野地区の視察研修を行いました。

この天野地区は、閉校となった天野小学校を拠点に、天野里づくりの会が活動の中心となって、地域づくりを目的に先進的に取り組まれています。視察後、信太小学校において、その取り組みの感想などを踏まえ意見交換会を開催しました。信太地区区長会からは、信太小学校跡地利用についての具体的な要望の趣旨について説明を受け、関係区長から多くの意見を聞かせていただいたところです。

今月、3月28日には、信太地区区長会と市長、教育長による懇談会を開催する予定にもなっています。

次に、三点目の要望による地区公民館の設置についてお答えします。

公民館については、文部科学省より、公民館の設置及び運営に関する基準において、その設置及び運営上必要な基準が示されています。

この基準において、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、公民館事業の主たる対象となる区域を定めることとしています。

また、この区域の設定については、公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映でき

るよう努めることとされており、本市においても、運営審議会において、市立公民館の地区割りについて現在、見直しを検討しているところではあります。

議員おただしの信太小学校の閉校に伴う地区公民館の設置につきましては、現在の公民館地区割りの現状も踏まえながら、要望全般に対する校区住民との協議の中で検討を行っていきたく考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。まず一点ちょっとお伺いしたいのが、今、ご答弁いただきましたように、公民館の地区割りについて審議をしておる。現在、見直しも検討しているというふうなご答弁があったんですけど、現在の地区割りについてはどういうふうになっておられますか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）橋本市は、基本的に中学校区に一つという形で公民館を設置していますが、中学校の統廃合に伴って、旧中学校区割りという形を原則としています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）原則、旧中学校区割りということで、その原則、中学校区割りなんですけど、中学校区に一つというのが原則だと思うんですけど、その地区公民館が、原則、中学校区に一つとなったのはいつごろのお話なんですかね。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）これにつきましては、昭和35年になるんですけども、今、文部科学省なんですけども、当時、文部省という省名でしたけども、「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱についてという文書がございまして、その中で、公民館の事業の主たる対象となる区域については、一般的に言えば、

市にあっては中学校の通学区域という規定に基づいて、市が中学校区に一つという方針で建設をしております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。都度審議をされておるわけなんですけど、その今、原則、中学校区に一つということでご答弁いただいているんですけど、それが昭和35年という年月を考えると、もっと早くにこういうのも変更していくべきであったのかなと思うんですけど、先ほどもご答弁いただいた12月に開催されました信太地区の熟議ということで、私も参加させていただいたわけなんですけど、その中でも廃校になる中学校というところで、公民館的な使い方というふうな意見を地区の住民の方からも多く聞かれましたので、その辺について、今回また質問させていただいたわけなんですけど、今後は見直しを検討していくというふうなお話でありますけれども、昭和35年のことでありますし、大分情勢も変わってきてございますし、今のままでいきますと、恋野や山田の学文路地区公民館というのは、原則中学校区に一つというところからも外れてくるというふうなことになってきますので、その辺もしっかり検討をして見直しをしていくというふうなお考えでございしますか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）今、公民館の運営審議会で、公民館の地区割り等について協議を行っています。ただ、新しく増えた住宅地とかそういうところを、どの公民館に入っていくかという地区割りの協議でございまして、新しい公民館をどこに建てるっていうか、紀見地区公民館につきましては老朽化しておりますので、議会でも答弁ありましたし、市長も答弁していただいたとおりでございます。

ただ、新しい地域に公民館を建てるという

ことは、今は考えておりません。公共施設等につきまして、非常に整理をしていく段階であります。新しい公共施設をつくるということについては、市の状況の中でかなり困難かなと私自身も把握していますし、今は整理の時代ではないかなとある程度思っております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。統廃合も今後進んでいく中で、新しく新設するというのはなかなか難しいなというふうには思うんですけども、地元の声としてはそういう形で、公民館という形でなくてもいろんな人が行き来するよなというふうなお話の中で、そういった使い方ができればということであると思うんですけど、先ほどもご答弁いただきました2月28日に、信太地区区長会と教育委員会と合同で、閉校となった天野小学校というのを拠点に先進的な取り組みをされているということで見学をされたというふうなお話をいただいたんですけども、地元の区長さんにもお話を伺いますと、なかなかすばらしい取り組みをされておったと。内容まではちょっと割愛させていただきますけど、そういうふうな取り組みをされておったというふうなご意見をいただいているんですけど、教育長としての意見はどういうふうな捉え方でしたか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）先ほどお話しさせていただきました住民の熟議の中で、要望書を出されております。内容につきましては、公民館分館、地域コミュニティセンター等の市施設を基本として、地域活性化や地域住民の交流を図る場としたい。これに加え、地区からの雇用を生み出しながら、自然体験、農業体験、農産物販売等の複合施設として活用させたい等の要望が出ておりました。市としても、地域住民の方の考えに寄り添った対応を

していきたいと思っています。

今、天野小学校についての感想を求められたわけですけども、旧天野小学校になるんですが、信太地区の区長さん、役員さん10名、それから、信太小学校長も含めて、市教育委員会5名で参加させていただきました。元天野小学校にある天野地域交流センターに視察に行っていました。

ここは、1階と3階が地域交流センターで、管理委託を地域に任されていると。それから、2階が簡易宿泊施設で、30人が宿泊できる施設で指定管理されていると。私自身考えておりますのは、はぐくむ条例にもありますように、天野はいわゆる過疎対策特別委員会というのを天野の住民の方が自分たちでつくられてやっている。そして、管理委託も指定管理も天野の地域の住民の方々が積極的に取り組んでいる。それは天野のこの村をみんなでよくしていこうという気持ちからであるというふうに思いますし、そういうことが地域を活性化していくんではないかなと思っています。

今後、そういう形で、天野の方々にご意見いただいたことを、また信太の方々と意見交流をしながら、互いに信太地域の活性化、またコミュニティの充実に向けて取り組んでいきたいなという思いを持っております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。どういった形でかは、天野小学校の閉校と同じような形でということもなかなか難しいのかなというふうに思うんですけど、その辺はしっかりと対話していただきたいなというふうに思うんですけど、今後、少子化によって、小学校や中学校というのはどんどん減少していくような、減少していかざるを得ないというふうには感じておるわけなんですけども、橋本市でも中学校が1校というふうな時代が来ないとも限りません。

今後、公民館の役割というのも、生涯学習の場だけではなくて、行政の役割を補完するような地域コミュニティの拠点であって、小学校は特に地域の最後のともしびなわけがあります。廃校によって地域に市の有人施設がなくなるということは、一層少子高齢化を加速させることにもなりますので、公民館と活用をというのは難しいかも知れませんが、今回、見学しましたこともしっかりと参考にしながら、信太地区の方としっかりと対話して、取り組んでいただきたいというふうに考えますけどいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）やっぱり地域の方々の思いと行政の方向性もございます。しっかり地域の方々のご意見を聞いて、地域の方々も参画する中での信太小学校跡地利用、地域に根差した跡地利用になるように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。先ほども言いましたように、小学校がなくなるとするのは、すごく地域にとっても大きなことでありますので、その辺、地域の人ともしっかりと対話をしていただいて、有効な活用というのを行政とともに考えていけたらと思っております。その辺もしっかり、地域の住民との対話ということも大切にさせていただいて、今後の廃校の利用ということにさせていただけたらと思いますので、要望してよろしく願いいたします。

以上、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）